

【資料8－参考3】

独立行政法人国立公文書館契約事務取扱細則新旧対照表

改正案	現行
独立行政法人国立公文書館契約事務取扱細則	独立行政法人国立公文書館契約事務取扱細則
平成13年4月2日 館長達第11号 改正 平成18年6月30日 館長達第7号	平成13年4月2日 館長達第11号 改正 平成18年6月30日 館長達第7号
目次	目次
第1章 総則（第1条－第4条） 第2章 一般競争契約（第5条－第19条） 第3章 指名競争契約（第20条－第24条） 第4章 随意契約（第25条－第28条） 第5章 予定価格（第29条－第31条） 第6章 契約の履行（第32条－第36条） 附 則	第2章 総則（第1条－第4条） 第2章 一般競争契約（第5条－第19条） 第3章 指名競争契約（第20条－第24条） 第4章 随意契約（第25条－第28条） 第5章 予定価格（第29条－第31条） 第6章 契約の履行（第32条－第36条） 附 則
第1条～第19条（略）	第1条～第19条（略）
第2章 一般競争契約 (落札者等の公表) 第19条の2 館長は、入札に係る落札者その他の事項について、館のホームページに掲載することにより公表しなければならない。 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。	第2章 一般競争契約 (落札者等の公表) 第19条の2 館長は、入札に係る落札者その他の事項について、館のホームページに掲載することにより公表しなければならない。 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 入札の件名 | る。 |
| (2) <u>入札実施者の役職及び氏名並びに館の所在地</u> | (1) 入札の件名 |
| (3) 落札決定日（契約締結日） | (2) 落札決定日（契約締結日） |
| (4) 落札者の <u>商号又は名称</u> 及び住所 | (3) 落札者の <u>氏名</u> 及び住所 |
| (5) 落札価格 | (4) 落札価格 |
| (6) 落札方式 | (5) 落札方式 |
| (7) <u>予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）</u> | |
| (8) <u>落札率（落札価格を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）</u> | |
| (9) <u>その他必要と認められる事項</u> | |

第19条の3（略）

第3章 指名競争契約

（指名競争に付することができる場合）

第20条 会計規程第33条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 入札の件名 | る。 |
| (2) 落札決定日（契約締結日） | (1) 入札の件名 |
| (3) 落札者の <u>氏名</u> 及び住所 | (2) 落札決定日（契約締結日） |
| (4) 落札価格 | (3) 落札者の <u>氏名</u> 及び住所 |
| (5) 落札方式 | (4) 落札価格 |

第19条の3（略）

第3章 指名競争契約

（指名競争に付することができる場合）

第20条 会計規程第33条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が1千万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が600万円を超えない財産の購入をするとき。

(6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

第21条～第24条 (略)

第4章 隨意契約

(随意契約によることができる場合)

第25条 会計規程第34条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

(3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

(4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。

(5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。

(6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

(7) 運送又は保管をさせるとき。

(8) 官公署と契約をするとき。

(9) 外国で契約をするとき。

(10) その他随意契約とする特別の理由があるとき。

2 館長は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

(2) 前号以外の契約でその予定価格が400万円を超えないものをするとき。

第21条～第24条 (略)

第4章 隨意契約

(随意契約によることができる場合)

第25条 会計規程第34条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が500万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が300万円を超えない財産の購入をするとき。

(2) 前号以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(3) 運送又は保管をさせるとき。

(4) 官公署と契約をするとき。

(5) 外国で契約をするとき。

(6) その他随意契約とする特別の理由があるとき。

2 館長は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

- 4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 5 隨意契約による場合には、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。ただし、急を要する場合又は館長が必要でないと認めた場合には、この限りではない。

第26条～第27条 (略)

(随意契約の内容の公表)

- 第27条の2** 館長は、第25条第1項第1号から第3号及び第6号に掲げる予定価格を超える随意契約の内容について、館のホームページに掲載することにより公表しなければならない。
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 隨意契約の件名
 - (2) 契約責任者の役職及び氏名並びに館の所在地
 - (3) 隨意契約を締結した日
 - (4) 隨意契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (5) 隨意契約に係る金額
 - (6) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - (7) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - (8) 随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由
 - (9) 内閣府が所管する公益法人と随意契約をする場合に、当該法人

- 4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 5 隨意契約による場合には、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。ただし、急を要する場合又は館長が必要でないと認めた場合には、この限りではない。

第26条～第27条 (略)

(随意契約の内容の公表)

- 第27条の2** 館長は、第25条第1項第1号又は第2号に掲げる予定価格を超える随意契約の内容について、館のホームページに掲載することにより公表しなければならない。
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 隨意契約の件名
 - (2) 隨意契約を締結した日
 - (3) 隨意契約の相手方の氏名及び住所
 - (4) 隨意契約に係る金額
 - (5) 隨意契約によることとした理由

に館の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日
に在職していれば、その人数

(10) その他必要と認められる事項

第27条の3～第36条 (略)

第27条の3～第36条 (略)

附 則

この細則は、平成20年4月1日から実施する。